追加型投信/海外/債券/インデックス型



: 2013年12月27日 当初設定日

作成基準日 2025年9月30日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算してい ます。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)です。当 初設定日を10,000として指数化しています。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	9,089 円	+ 18 円
純資産総額	48.04 億円	+ 0.64 億円

期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差	
1ヵ月	0.20%	0.26%	-0.06%	
3ヵ月	-0.15%	0.01%	-0.16%	
6ヵ月	0.19%	0.48%	-0.29%	
1年	-2.94%	-2.24%	-0.70%	
3年	3年 -5.85% -3.81%		-2.04%	
設定来	-9.11%	-1.77%	-7.34%	

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと して計算しています。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券イ ンデックスです。「円ヘッジ円ベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。

FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデー は、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につ き何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額

n 円

決算期	2024年4月	2024年10月	2025年4月	
分配金	0 円	0 円	0 円	

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

為替ヘッジ比率

99.98%

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- ●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありませ ん。
- ●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断くださ い。
- ●投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動 します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様 に帰属します。
- ●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。ま た、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありま せん。また、今後予告なく変更される場合があります。
- ●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるい は保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

追加型投信/海外/債券/インデックス型



当初設定日 : 2013年12月27日

作成基準日 2025年9月30日

資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

資産内容

債券	97.80%
債券先物取引	1.47%
短期金融資産等	0.73%
合 計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

特性値

	ファンド	ベンチマーク
直接利回り	2.77 %	-
最終利回り	3.32 %	3.40 %
残存年数	8.93 年	8.91 年
修正デュレーション	6.24	6.28
銘柄数	914	-

- ※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度(変動 率)を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の 変動が大きくなります。
- ※ 利回り(税引前)は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対す る値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありませ

組入上位10ヵ国・地域

	国∙地域	比率
1	米国	44.93%
2	中国	11.13%
3	フランス	7.28%
4	イタリア	6.68%
5	ドイツ	5.71%
6	英国	5.48%
7	スペイン	4.37%
8	カナダ	1.97%
9	ベルギー	1.49%
10	オーストラリア	1.26%

※ 対純資産総額比です。

組入上位10通貨

	通貨	比率
1	米国ドル	44.93%
2	ユーロ	29.39%
3	オフショア人民元	11.13%
4	英国ポンド	5.48%
5	カナダ・ドル	1.97%
6	オーストラリア・ドル	1.26%
7	メキシコ・ペソ	0.85%
8	ポーランド・ズロチ	0.66%
9	マレーシア・リンギット	0.50%
10	シンガポール・ドル	0.39%

※ 対純資産総額比です。

市場動向

米国10年国債利回りは4.150%に低下(価格は上昇)しました。月前半は、8月の米雇用統計が労働市場の減速を示したことや、8月の米 CPI(消費者物価指数)が概ね市場の予想通りとなったことからFRB(米連邦準備理事会)による利下げ観測が強まり、利回りは低下しまし た。月後半は、米経済指標が景気の底堅さを示したことなどを背景に利回りの低下幅を縮小しました。

ドイツ10年国債利回りは低下しました。月前半は、米労働市場の減速を背景に米長期金利が低下したことが影響し、利回りは低下しまし た。月後半は、欧州株式が上昇したことを背景に債券に売りが出たことで利回りの低下幅を縮小しました。



追加型投信/海外/債券/インデックス型

当初設定日 : 2013年12月27日 作成基準日 2025年9月30日

ファンドの特色

- 日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)に連動する投資成果を目指します。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 従って、<u>投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割</u>
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関す る外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】

外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはでき ませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短 期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上 回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことが できなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンド への入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデッ クスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価 額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。 その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間にお けるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ▶ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市 場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が 限られてしまうリスクがあります。
 - これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支 払が遅延する可能性があります。



追加型投信/海外/債券/インデックス型

当初設定日 : 2013年12月27日

作成基準日 : 2025年9月30日

お申込みメモ

購 入 単 位・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購 入 価 額・・・購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(基準価額は1万口当たりで表示しています。)

換 金 単 位 · · · 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

換 金 代 金・・・原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申 込 締 切 時 間・・・・原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了 したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳し くは販売会社にお問い合わせください。

購 入 ・ 換 金・・・・申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。

申込受付不可日 ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

換 金 制 限・・・ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受 付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入・換金申込受付・・・・取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のおの中止及び取消し 申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

信 託 期 間・・・無期限(2013年12月27日設定)

繰 上 償 還・・・・次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を 解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日・・・毎年4月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。

収 益 分 配・・・年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。

課 税 関 係・・・課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に<mark>2.2%(税抜2.0%)を上限</mark>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販 売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

純資産総額に対して年率0.55%(税抜0.5%)を乗じて得た額

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。
- ※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

追加型投信/海外/債券/インデックス型

当初設定日 : 2013年12月27日 作成基準日 : 2025年9月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

■ 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル: 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信
関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

販売会社

商号等			加入協会				
		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	0		0		
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	0				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	0		0	0	
株式会社三菱UFJ銀行 ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	0	0		0	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	0	0	0		
SMBC日興証券株式会社 ※2	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	0	0	0	0	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	0				
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	0		0		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0	0	0	0	
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	0			0	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	0		0		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	

- ※1 ネット専用のお取り扱いとなります。
- ※2 2025年3月31日以降、新規の買付けを停止しており、換金のみの受付となります。
- ・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。

